



栃木県公報

令和5(2023)年
12月1日(金)
号外
第57号

目次

規則

- 生活保護法施行細則の一部改正..... 1
- 身体障害者福祉法施行細則の一部改正..... 1

規則

栃木県規則第48号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和5年12月1日

栃木県知事 福田 富一

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和38年栃木県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記様式第32号中 「申請者 住所」を「申請者 住所又は居所
氏名」に改める。
個人番号

別記様式第34号中 「申請者 住所又は居所」を
(大学等の特定教育訓練施設に進学する者) 氏名

「申請者 住所又は居所」を
(大学等の特定教育訓練施設に進学する者) 氏名
個人番号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県規則第49号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和5年12月1日

栃木県知事 福田 富一

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年栃木県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(医師の診断書等) 第11条 省令第2条第2項第1号の診断書及び同項第2号の意見書は、身体障害者診断書・意見書（別記様式第8号）によるものとする。	(医師の診断書等) 第11条 省令第2条第1項第1号の診断書及び同項第2号の意見書は、身体障害者診断書・意見書（別記様式第8号）によるものとする。
(身体障害者手帳の交付の申請等) 第13条 <u>法第15条第1項の規定による申請、政令第9条第2項の規定による氏名若しくは居住地変更届出書の提出、同条第4項の規定による居住地変更届出書の提出、省令第7条第1項若しくは第8</u>	(居住地変更届出書の提出等) 第13条 _____ 政令第9条第2項の規定による氏名若しくは居住地変更届出書の提出、同条第4項の規定による居住地変更届出書の提出、省令第7条第1項若しくは第8

条第1項の規定による申請又は省令第7条第2項、省令第8条第2項若しくは法第16条第1項の規定による返還は、身体障害者手帳交付等申請書(別記様式第11号)によるものとする。

2 略

条第1項の規定による申請又は省令第7条第2項、省令第8条第2項若しくは法第16条第1項の規定による返還は、身体障害者手帳交付等申請書(別記様式第11号)によるものとする。

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(障害福祉課)